

暴風時等における措置について

昭和 63 年 2 月 5 日
運営会議申合せ

- 1 暴風時等における臨時休講等の措置は、次の基準により行う。
 - 一 学生が登校する以前に、岐阜県全域又は美濃地方若しくは岐阜・西濃区域に暴風警報又は暴風雪警報が発令されている場合
 - ア 始業時刻の 2 時間前までに解除された場合は平常授業を行う。
 - イ 始業時刻の 2 時間前から午前 11 時までの間に解除された場合は、午前中を休講とし、午後は平常授業を行う。
 - ウ 午前 11 時を過ぎても解除されない場合は、全日休講とする。
 - 二 学生が登校後、岐阜県全域又は美濃地方若しくは岐阜・西濃区域に暴風警報又は暴風雪警報が発令され校長が必要と認めた場合
 - ア 発令時の気象状況、交通機関や道路等の状態を総合して、学生を安全に帰宅させ得ると認められた際は、直ちに休講とし学生を下校させる。
 - イ 遠距離通学生については、無事帰宅させ得ると認められるまで校内で保護する。
 - 三 暴風警報又は暴風雪警報以外の警報が岐阜・西濃区域に発令され校長が必要と認めた場合
 - ア 始業時刻の 2 時間前までに解除されない場合は、始業時刻を適宜遅らせることができる。この場合における具体的な始業時刻については、個々の実情に応じて授業科目担当教員が決定する。
 - イ 終業時刻前に解除されない場合で、気象状況、交通機関や道路等の状態を総合して、学生を安全に帰宅させる必要のある場合は、終業時刻を適宜早めることができる。
 - 四 警報が発令されていない場合において、気象状況、交通機関や道路等の状態を総合的に判断し校長が必要と認めた場合については、前号に準じた取扱いをすることができる。
 - 五 学校施設等に重大な被害が発生して、授業に支障が生じた場合、被害状況に即応して、その都度最も適切な指示を学生に与え、必要に応じて保護者への連絡を行う。
- 2 前項の措置に伴って生じる次の各号に掲げる欠課等は、個々の学生の実情に応じて出席停止とする。
 - 一 前項第 1 号のア及びイの措置に伴って生じる欠課等
 - 二 岐阜県全域又は美濃地方若しくは岐阜・西濃区域以外の地方に暴風警報又は暴風雪警報が発令され登校が困難となり、それに従って生じる欠課等
- 3 第 1 項に規定する休講の措置により、試験、成績評価、進級及び卒業に関する申合せ（平成 6 年 2 月 24 日運営会議申合せ）第 2 条第 1 項に定める年間授業時数に不足が生じる場合は、原則として、同項第 3 号に規定する補講により年間授業時数を充足させなければならない。
- 4 暴風警報又は暴風雪警報以外の警報が発令され登校が困難となり、それに伴って生じる欠課等は、個々の学生の実情に応じて適切な事後指導を行う。

附 則
この措置は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
附 則（昭和 63 年学校規則第 5 号）
この申合せは、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 6 年学校規則第 18 号）
この申合せは、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 11 年学校規則第 5 号）
この申合せは、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 11 年学校規則第 5 号）
この申合せは、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 記
この申合せは、平成 16 年 12 月 8 日から実施する。

付 記

この申合せは、平成 18 年 2 月 8 日から実施し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 記

この申合せは、平成 19 年 2 月 7 日から実施する。